

奈良市公報

第 270 号

平成23年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市公印規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市情報公開条例の運用状況の公表…………… 2
- 奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表…………… 2
- 奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 3
- 一般競争入札の実施（4件）…………… 4
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………10
- 予防接種の実施……………11
- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域……………11
- 都市公園の供用開始……………11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………11
- 放置自転車等の保管……………12
- 開発行為に関する工事の完了（3件）……………12
- 放置自転車等の保管……………13
- 住居番号の設定……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 一般競争入札の実施……………13
- 大和都市計画下水道事業の事業計画変更図書の写しの公衆縦覧……………15
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………15
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………15
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 奈良市議会定例会の招集……………15
- 生活保護法の規定による施術者からの事業を廃止した旨の届出……………15
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………16
- 一般競争入札の実施の一部変更……………16
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（3件）……………16
- 放置自転車等の保管……………16
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………17
- 平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達……………17
- 奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示……………18

告 示

- 放置自転車等の保管……………23
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………23
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………23
- 道路の位置指定……………23
- 放置自転車等の保管……………23
- 一般競争入札の実施……………24
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施（2件）……………24
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………29

公 営 企 業

- 計量業務の委託……………29
- 一般競争入札の実施……………29
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………30
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………30
- 一般競争入札の実施……………31
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………31

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………32
- 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示……………33
- 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示……………33

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………33
- 農業委員会の委員の一般選挙における投票区の一部改正……………34
- 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付期日……………34
- 公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表……………34

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………35

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年6月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第49号

奈良市公印規則の一部を改正する規則
奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表建築指導事務専用市長印の項の次に次のように加える。

子育て支援事務 専用市長印	11の27	てん書	方24	子ども政策課	子育て支援 事務用	1
------------------	-------	-----	-----	--------	--------------	---

別表ひな形の11の26の次に次のように加える。

11の27

奈良市
長之印
子育て支援用

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年6月1日揭示済)

告 示

奈良市告示第317号

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成23年6月1日

奈良市長 仲川元庸

(単位：件)

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況						取下げ等
		開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下	
市長	275	105	104	0	0	8	39	20
水道事業管理者	2	0	2	0	0	0	0	0
消防長	4	1	3	0	0	0	0	0
教育委員会	21	13	7	0	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	0	1	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	303	119	117	0	0	9	39	20

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含まず。

※1つの開示請求に対して、2件の決定を行ったものが、1件あります。

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示申出件数	処 理 状 況						取下げ等
		開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下	
市長	16	9	6	0	0	1	0	0

3 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

年度	処 理 状 況				取下げ等	合計
	却下	棄却	一部認容	認容		
平成22年度	0	1	0	0	0	1

(平成23年6月1日揭示済)

奈良市告示第318号

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第56条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成23年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 個人情報ファイル簿の件数 (平成23年3月31日現在)

実施機関	件数
市長	87
水道事業管理者	3
消防長	6
教育委員会	11
選挙管理委員会	2
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
計	110

2 開示請求の件数及び処理の状況 (単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による 開示請求 件数
	開示請求件数	処理状況			取下げ等	
		開示	部分開示	不開示		
市長	15	5	5	0	5	137
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	1,397
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	15	5	5	0	5	1,534

※取下げ等は、却下及び不存在のものです。

3 不服申立ての件数及び処理の状況 (単位：件)

年度	処理状況				取下げ等	合計
	却下	棄却	一部認容	認容		
平成22年度	0	1	0	0	0	1

(平成23年6月1日掲示済)

奈良市告示第319号

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成16年奈良市告示第289号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1年度当たり2回」を「1年度目は3回まで、2年度目以後は年2回」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、通算10回を超えないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月1日から施行し、この告示

による改正後の奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定は、同年4月1日以後に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱第5条の規定により交付された助成金は、改正後の要綱第5条の規定により交付された助成金とみなす。

(平成23年6月1日揭示済)

奈良市告示第320号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年6月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

100㎡級耐震性貯水槽設置工事(椿井小学校)ほか31件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。

- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(電子入札による参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年6月4日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

(特定建設工事共同企業体による参加者)

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
- カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成23年6月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、(1)に掲げる書類を契約課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成23年6月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に代表者は電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

（郵便入札による参加者）

平成23年5月31日までに電子入札用ICカード購入申込者でICカードがまだ到着していない入札参加申請者又は平成23年5月31日までにインターネット回線工事の申込みを行い、工事が終了していない入札参加申請者は告示日から平成23年6月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、ICカード購入申込書の写し又はインターネット回線工事申込書の写しを持参のうえ、契約課で入札参加申請をしてください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年6月1日から平成23年6月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

発注番号10・11以外の入札案件

平成23年6月7日

発注番号10・11の入札案件

平成23年6月14日

(3) 入札書の提出期間

発注番号10・11以外の入札案件

平成23年6月8日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

発注番号10・11の入札案件

平成23年6月15日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない入札
- カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
- ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- コ 入札書の日付が開札日でない入札
- サ 内訳書の日付が開札日でない入札
- シ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- ス その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) 入札参加者の決定通知

平成23年6月7日までに入札参加申請者に通知します。

(7) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

- 9 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
 - (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。
 - (5) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年6月1日揭示済)

奈良市告示第321号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年6月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平城浄化センター汚泥脱水機増設工事
- (2) 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 工事概要
 - ア 機械設備
 - (ア) 汚泥脱水機設置一式
 - (イ) 薬品注入設備設置一式
 - (ウ) 各種配管等一式
 - イ 電気設備
 - (ア) 脱水機操作盤設置一式
 - (イ) 脱水機補機盤設置一式
 - (ウ) 各種配管、配線等一式
 - ウ 総合試運転調整
 - (ア) 総合試運転調整一式
- (5) 予定価格 200,491千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 156,382千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定

値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事の総合評定値が1000点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

- (2) 告示日以前において、元請け単体として、日本国内で下水道法（昭和33年法律第79号）に定める終末処理場の脱水機を含む工事の施工実績を有し、またスクリーン口径φ500mm上の圧入式スクリーンプレス脱水機を設置する機械設備工事の施工実績を有する者であること。ただし、補修工事・撤去工事を除く。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 機械器具設置工事に関する技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成23年6月1日から平成23年7月11日まで（奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成23年7月12日 午前10時00分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ア 一般競争入札参加申請書
 - イ 元請け単体として、日本国内で下水道法に定める終末処理場の脱水機を含む工事の施工実績及びスクリーン口径φ500mm上の圧入式スクリーンプレス脱水機を設置する機械設備工事の施工実績が確認できる書類（契約書等の写し）
 - ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し
 - エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上

の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年6月1日から平成23年6月14日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年6月30日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年7月11日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

（平成23年6月1日揭示済）

奈良市告示第322号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 大安寺第1処理分区分渠改築工事（公20）法蓮佐保山四丁目地内

(2) 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目地内

(3) 工期 契約の日から平成23年11月12日までとする。

(4) 工事概要 自立管の反転工法又は形成工法による合流式下水道管渠の管渠更生工（既設管径φ600mm 延長 L=101.98m）

(5) 予定価格 20,044千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格 16,184千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店又は営業所を有している者

(2) 告示日において、財団法人日本下水道新技術推進機構から建設技術審査証明を受けた下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属する者であること、又は告示日以前において、下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る工事を元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としての施工実績を有する者

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修

了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年6月1日から平成23年7月11日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年7月12日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属することが確認できる書類（協会員証等の写し）又は下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法の元請としての施工実績が確認できる書類（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年6月1日から平成23年6月14日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、

入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年6月30日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年7月11日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

（平成23年6月1日掲示済）

奈良市告示第323号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年 6月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 三笠中学校屋内運動場耐震補強工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市三条川西町3番1号
- (3) 工 期 契約日から平成24年2月29日まで
- (4) 工 事 概 要 建築主体工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予 定 価 格 218,250千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 181,840千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - ㍑ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ㍒ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ㍓ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）
 - ㍑ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ㍒ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ㍓ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成23年6月1日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定

する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成23年7月1日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
- カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成23年6月1日から平成23年6月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年6月14日までに、共同企業体の代表者に通知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年6月1日から平成23年6月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成23年6月14日

(3) 入札書の提出期間

平成23年6月15日から平成23年6月30日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない入札
- カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
- ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第1幹線-1	奈良市二名五丁目1316-1	奈良市二名五丁目1607-23
二名第1幹線-2	奈良市二名五丁目1606-7	奈良市二名五丁目1606-11
帝塚山幹線-38	奈良市三碓六丁目1168-3	奈良市三碓六丁目1104-1
西大寺北幹線-66	奈良市西大寺本町215-7	奈良市西大寺本町213-1
西大寺北幹線-67	奈良市西大寺本町215-1	奈良市西大寺本町215-8
西大寺北幹線-68	奈良市西大寺本町209-4	奈良市西大寺本町213-1
西大寺南幹線-241	奈良市西大寺南町2406-10	奈良市西大寺南町2405-6
西大寺南幹線-242	奈良市西大寺南町2372-1	奈良市西大寺南町2366-1
西大寺南幹線-243	奈良市西大寺南町2269	奈良市西大寺南町2372-1
西大寺南幹線-244	奈良市西大寺南町2271-2	奈良市西大寺南町2271-2
西大寺南幹線-245	奈良市西大寺南町2271-3	奈良市西大寺南町2271-2
西大寺南幹線-246	奈良市西大寺南町2272-1	奈良市西大寺南町2373-1
平松幹線-96	奈良市五条町201-7	奈良市五条町201-12
平松幹線-97	奈良市五条町201-1	奈良市五条町201-8
五条幹線-226	奈良市五条三丁目890-2	奈良市五条三丁目867-11
六条第1幹線-93	奈良市六条西三丁目1213-2	奈良市六条西三丁目1527-1
六条第1幹線-94	奈良市六条西三丁目1527-1	奈良市六条西三丁目1527-10
法蓮幹線-32	奈良市法蓮町969-7	奈良市法蓮町969-7
法蓮幹線-33	奈良市法蓮町969-13	奈良市法蓮町969-13
北永井幹線-337	奈良市南肘塚町248-3	奈良市南肘塚町115-18

- (5) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成23年6月1日揭示済)

奈良市告示第324号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年6月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年6月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年6月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名五丁目、三碓六丁目、西大寺本町、西大寺南町、五条町、五条三丁目、六条西三丁目、法蓮町及び南肘塚町の各一部

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第325号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による
予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第
197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり
公告します。

平成23年 6月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん・風しん（MR） 麻しん又は風しん	17歳となる日の属する年度の初日から 当該年度の末日までの間にある者	平成23年 6月 1日から 平成24年 3月31日まで	別紙のとおり
日本脳炎	1 生後90月から 9歳に至るまでの間 にある者 2 13歳以上の者で平成7年 6月 1日 生まれまでの者		

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、
アナフィラキシー（即時型アレルギーの中で最も迅速
な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不
適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、
発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2日以内に発熱がみられた者及び
全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが
ある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギー
を呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者
に先天性免疫不全症の者がいる者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料（全額負担）

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い
合わせてください。

別紙省略

(平成23年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第326号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良
市条例第33号）第5条の規定により分担金の賦課対象区域
を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成23年 6月 1日から 2週間本市建
設部下水道室下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年 6月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

賦課対象区域

奈良市邑地町及び大保町の各一部

(平成23年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第327号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年
法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年
政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告し
ます。

平成23年 6月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	位 置	区 域	供 用 開始日
菅原公園	奈良市菅原 町134番 1	別紙図面のとおり (別紙図面は省略し、 奈良市都市整備部都 市計画室公園緑地課 において一般の縦覧 に供します。)	平成23年 6月 1日

(平成23年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項
の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の
とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告
示します。

平成23年 6月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関

名称	所在地	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
居宅介護支援事業所ほっこり	奈良県奈良市朱雀六丁目21-2 ハイッゲラン203号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年5月1日
株式会社コミュニティパートナー	奈良県奈良市朱雀六丁目21-2 ハイッゲラン203号		

(平成23年6月2日揭示済)

奈良市告示第329号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年6月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年6月2日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成23年6月2日揭示済)

奈良市告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年6月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年4月11日 奈良市指令都整開 第10A-41号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年6月3日 第1260号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西ノ京町160番1、160番2及び160番5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園朝日町12番16号
木下 誉善

(平成23年6月3日揭示済)

奈良市告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年6月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年11月4日 奈良市指令都整開 第10A-19号
平成23年3月8日 奈良市指令都整開 第10A-19-1号
平成23年4月15日 奈良市指令都整開 第10A-19-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年6月3日 第1259号
公共施設 平成23年6月3日 第557号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺赤田町一丁目834番1の一部、835番2の一部、844番、845番1の一部、845番2の一部及び846番（第一工区分）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号
医療法人 平和会 理事長 市川 篤
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市西大寺赤田町一丁目834番1の一部、835番2の一部、844番の一部、845番1の一部、845番2の一部及び846番の一部（第一工区分）

(2) 緑地
奈良市西大寺赤田町一丁目835番2の一部（第一工区分）

(平成23年 6月 3日 掲 示 済)

奈良市告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 6月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号
平成22年 3月31日 奈良市指令都整開 第09A-42号
平成23年 4月15日 奈良市指令都整開 第09A-42-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 6月 3日 第1261号
公共施設 平成23年 6月 3日 第558号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1514番17、1514番18、1514番179、1514番180、1514番181、1514番182、1514番183、1514番184、1514番185、1514番186、1514番187、1514番188、1514番189及び1514番190

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法華寺町208-1
榎木 一浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市法蓮町1514番180の一部、1514番184、1514番186の一部、1514番187、1514番189及び1514番190

(2) 下水道
奈良市法蓮町1514番184の一部
(平成23年 6月 3日 掲 示 済)

奈良市告示第333号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 6月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成23年 6月 3日

3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成23年 6月 3日 掲 示 済)

奈良市告示第334号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年 6月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略
(平成23年 6月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第335号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 6月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成23年 6月 7日
3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年 6月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第336号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年 6月 8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

項 目	概 要
業 務 名 称	友愛バス優待乗車証利用状況アンケート調査業務
業 務 内 容	奈良市内に居住する障がい者が利用している市内路線バス無料乗車定期券である友愛バス優待乗車証の利用状況を調査し、障がい者の利用の現状、ニーズ、利用目的等を把握するため、アンケート調査（企画、実施、集計及び分析）を行い、今後の友愛バス優遇措置

	事業の方向性の検討に資する基礎資料を作成する。	平成23年6月27日(月) 午後1時30分から
委託期間	契約の日から平成23年12月28日まで	(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
調査対象区域	奈良市全域	(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室
契約形式	委託契約	6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。	7 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。	(1) 入札参加資格のない者のした入札
(1) 平成23年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。	(1) 入札参加資格のない者のした入札	(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
(2) 関西に本店を有する者又は関西に支店・営業所等を有し、かつ、契約締結の代理人を置く者であること。	(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札	(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
(3) 過去3年以内において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績(平成20年4月1日から平成23年3月31日の間に完了した業務)を有する事業者であること。	(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの	(4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	(4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札	(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
(5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札	(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札	(7) 入札金額を訂正した入札
(7) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(7) 入札金額を訂正した入札	(8) その他入札に関する条件に違反した入札
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(8) その他入札に関する条件に違反した入札	8 入札に関する注意事項
(9) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(9) その他入札に関する条件に違反した入札	(1) 入札の方法は、持参入札とします。
(10) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(10) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。
(11) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(11) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。
(12) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(12) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
(13) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(13) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(5) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。
(14) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(14) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
(15) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(15) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
(16) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(16) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(8) 再度入札は2回行います。
(17) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(17) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(9) 入札者が1人であるときは、その入札は、成立しないものとします。
(18) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(18) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
(19) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(19) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
(20) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(20) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(8) 再度入札は2回行います。
(21) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(21) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(9) 入札者が1人であるときは、その入札は、成立しないものとします。
(22) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(22) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
(23) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(23) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
(24) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(24) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(8) 再度入札は2回行います。
(25) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(25) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(9) 入札者が1人であるときは、その入札は、成立しないものとします。
(26) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(26) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
(27) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(27) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
(28) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(28) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(8) 再度入札は2回行います。
(29) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(29) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(9) 入札者が1人であるときは、その入札は、成立しないものとします。
(30) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(30) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
(31) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(31) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
(32) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(32) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)。	(8) 再度入札は2回行います。
(33) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(33) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	(9) 入札者が1人であるときは、その入札は、成立しないものとします。

Mail shougai-fukushi@city.nara.lg.jp
(平成23年6月8日揭示済)

奈良市告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所での公衆の縦覧に供します。

平成23年6月8日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部下水道室下水道建設課
縦覧期間
平成23年6月8日～平成30年3月31日まで
(平成23年6月8日揭示済)

奈良市告示第338号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年6月8日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
望月 裕司	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	泌尿器科 (じん臓機能障害)	平成23年5月12日
			泌尿器科 (ぼうこう直腸機能障害)	平成23年5月26日

(平成23年6月8日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年6月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年4月1日 平成23年4月1日
名称	主たる事務所の所在地		
あんぱん	奈良県奈良市椿井町53-2		
NPO法人 おちゃわんでーす	奈良県奈良市椿井町53-2		

(平成23年6月8日揭示済)

奈良市告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年6月8日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成23年3月7日 奈良市指令都整開 第10A-37号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年6月8日 第1262号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市窪之庄町116番1、118番2、119番1、119番2、

122番1、122番3、120番1及び121番1の一部
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市鹿野園町1584番地2
社会福祉法人史明会 理事長 大門正佳
(平成23年6月8日揭示済)

奈良市告示第341号

平成23年6月16日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川元庸
(平成23年6月9日揭示済)

奈良市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施術の 種類	廃止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐藤 拓也		柔道整復	平成23年 5月31日
やすらぎの整骨 院(佐藤 拓也)	奈良県奈良市小 川町1		

(平成23年6月9日掲示済)

奈良市告示第343号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡田 勇紀		柔道整復	平成23年 6月1日
やすらぎの整骨 院(岡田 勇紀)	奈良県奈良市小 川町1		

(平成23年6月9日掲示済)

奈良市告示第344号

平成23年6月1日付奈良市告示第323号の一部を次のとおり変更し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告する。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

第4項中「平成23年7月1日」を「平成23年7月6日」に改める。

第8項第3号中「平成23年6月30日」を「平成23年7月5日」に改める。

(平成23年6月9日掲示済)

奈良市告示第345号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後

代表者の 氏 名 及び住所	明槻 征照 奈良市恋の窪一丁目 4番19号	渡邊 眞佐子 奈良市恋の窪一丁目 16番6-305号
---------------------	-----------------------------	----------------------------------

2 変更の年月日

平成23年4月1日

(平成23年6月9日掲示済)

奈良市告示第346号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所の 所 在 地	奈良市学園朝日元町 二丁目559番地の50	奈良市学園朝日元町 二丁目476番地の10
代表者の 氏 名 及び住所	松井 栄二 奈良市学園朝日元町 二丁目559番地の50	仲尾 趣希 奈良市学園朝日元町 二丁目476番地の10

2 変更の年月日

平成23年4月10日

(平成23年6月9日掲示済)

奈良市告示第347号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の 氏 名 及び住所	吉澤 恵子 奈良市北之庄町53番 地の2 若草マンション305号	百木 慶三 奈良市北之庄町53番 地の2 若草マンション510号

2 変更の年月日

平成23年5月15日

(平成23年6月9日掲示済)

奈良市告示第348号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成23年6月9日
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年6月9日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成23年6月9日揭示済)

奈良市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年6月10日
奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人 さかもと眼科	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目2-103	平成20年5月7日
新	医療法人瞭彩会さかもと眼科	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目2-103	

(平成23年6月10日揭示済)
奈良市告示第350号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。
平成23年6月10日
奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	花つむり介護サービスセンター	奈良県奈良市西木辻町31	株式会社体育文化研究所	平成23年3月26日
新	花つむり介護サービスセンター	奈良県奈良市大宮町四丁目313-4-101	株式会社体育文化研究所	

(平成23年6月10日揭示済)
奈良市告示第351号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機

関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年6月10日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売	平成23年4月1日 平成23年4月1日
花つむり介護サービスセンター	奈良県奈良市大宮町四丁目313-4-101		
株式会社体育文化研究所	大阪府大阪市阿倍野区昭和町3-1-64		

(平成23年6月10日揭示済)
奈良市告示第352号
平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。
平成23年6月10日
奈良市長 仲川元庸

- 1 この納税通知書の発送年月日
平成23年4月8日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 第1期 平成23年5月2日

変更後 第1期 平成23年6月30日

3 送達を受けるべき者
省略
(平成23年6月10日揭示済)

奈良市告示第353号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第285号)の一部を次のように改正する。

第1条中「購入する」を「購入した」に、「交付するもの」とし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる」を「交付することについて必要な事項を定めるものとする」に改める。

第3条中「に掲げる要件をすべて」を「のいずれにも」に改め、同条第1号中「共同住宅は」を「共同住宅を」に、「設置する」を「設置した」に、「購入する」を「自己の居住の用に供するために購入した」に改め、同条第2号中「を受けられる」を「の交付決定を受けた」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りとする。

第5条第1項中「規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に」を「奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に」に改め、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 住民票

第5条第1項中第5号を第3号とし、第6号を第7号とし、同号の前に次の3号を加える。

(4) 家庭用ソーラーパネルの設置に係る景観手続完了報告書の写し

(5) 国補助金の補助金交付申請書(兼完了報告書)及び添付書類の写し

(6) 国補助金の補助金交付決定通知書の写し

第5条第2項を次のように改める。

2 申請者は、前項の規定による提出を家庭用ソーラーパネルを販売する者等に委任することができる。この場合において、申請者は、同項の申請書に添えて奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付申請書類提出委任届(別記第2号様式)を提出するものとする。

第6条を次のように改める。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市家庭用ソーラーパネ

ル設置補助金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、同条の前に次の3条を加える。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金返還命令書(別記第5号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第11条 補助事業者は、家庭用ソーラーパネルを減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間中、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第12条 対象者は、家庭用ソーラーパネルの法定耐用年数を経過する前に当該家庭用ソーラーパネルを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

第8条を削る。

第7条第2号中「交付決定がなされなかった場合又は」を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

第6条の次に次の2条を加える。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付申請取下届出書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助金を支払うものとする。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者

住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置した住宅に関する事項	建 物 区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売		
	家庭用ソーラーパネル設置場所	〒 ー		
補助金の申請金額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 0 0 円			
設置した家庭用ソーラーパネルに関する事項	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> キロワット 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下2位未満切捨て)			
国補助金に関する事項	受理決定番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
添付書類	(1) 市税の滞納がない旨を証明したもの (2) 住民票 (3) 家庭用ソーラーパネルの設置場所の現況を示す写真 (設置の状況が分かるもの) (4) 家庭用ソーラーパネル設置に係る景観手続完了報告書の写し (5) 国補助金の補助金交付申請書(兼完了報告書)の写し及び添付書類の写し (6) 国補助金の補助金交付決定通知書の写し (7) その他市長が必要と認める書類			
※ 主務課長の意見				

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式 (第5条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金申請書類提出委任届

(あて先) 奈良市長

届出者

住所

氏名

㊟

私は、下記の者に奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第5条第2項の規定により、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付申請書及び同条第1項各号に掲げる書類の提出を委任したので届け出ます。

申請者		に代わり、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金の交付の申請に係る書類を提出します。	
住所	〒		
会社名		代表者印	
代表者名			
電話番号			
営業所名			
担当者			
電話番号			
FAX番号			
営業日			
休業日			

書類提出の委任

第3号様式 (第6条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付 (不交付) 決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

㊟

決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

別記第3号様式の次に次の4様式を加える。

第4号様式 (第7条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金申請取下届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金の交付について、交付申請を取り下げた
いので、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第7条の規定により届け
出ます。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
届出者氏名	Ⓜ		
住 所	電話番号 ()		

第5号様式 (第8条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金について、奈良市家庭用ソーラーパネル
設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
請求者氏名	Ⓜ		
住 所	電話番号 ()		

請求金額	円
------	---

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関	預金種別	口座番号
銀行	普通(総合) 当座	
農協	フリガナ	
信金	口座名義人	

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

第6号様式 (第10条関係)

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金返還命令書

申請者
住所
氏名
様

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金の交付について、奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長 印

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
返還金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還理由			

第7号様式 (第12条関係)

財産処分承認申請書

年 月 日

申請者
住所
氏名
様

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他 ()		
処分の時期	(年 月 日から 年 月 日まで)		
処分の理由			
処分の条件	(処分することによって収益があった場合は、その額を記入して下さい。)		

附 則

この告示は、平成23年 8月 1日から施行する。
(平成23年 6月13日掲示済)

奈良市告示第354号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成23年 6月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年 6月11日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年 6月13日掲示済)

奈良市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成23年 6月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67	平成23年 5月31日
まつお内科消化器科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目 3 - 3 リコラス登美ヶ丘A棟 3階	平成23年 4月30日
柏木歯科医院	奈良県奈良市西大寺本町 1 - 15	平成23年 6月 1日
薬局セブンファーマシー藤ノ木台店	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目 3 - 26	平成23年 4月 1日

(平成23年 6月13日掲示済)

奈良市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成23年 6月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日

寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67	平成23年 6月 1日
まつお内科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目 3 - 3 リコラス登美ヶ丘A棟 3階	平成23年 5月 1日
医療法人康仁会西の京病院	奈良県奈良市六条町102 - 1	平成23年 5月16日

(平成23年 6月13日掲示済)

奈良市告示第357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年 6月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市四条大路二丁目 2 番13号
申請者氏名	有限会社 いこま住研 取締役 生駒 堅治
道路の位置	奈良市藤ノ木台一丁目 1 番48の一部、1 番1127及び 1 番1128
道路の幅員	最大5.21m 最小4.01m
道路の延長	34.91m
指定年月日	平成23年 6月14日
指 定 番 号	第22017号

(平成23年 6月14日掲示済)

奈良市告示第358号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成23年 6月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年 6月14日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年 6月14日掲示済)

奈良市告示第359号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

第11号（杏中）市営住宅建替に伴う敷地整備工事（F工区）ほか31件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年6月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日

を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年6月15日から平成23年6月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年6月21日

(3) 入札書の提出期間

平成23年6月22日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない入札

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 内訳書のファイルが破損、又は読み込めない入札

ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成23年6月15日揭示済）

奈良市告示第360号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）

第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 三条線(上三条工区・三条工区)街路改良工事及び公共下水道築造工事(単5)
- (2) 工事場所 奈良市油阪地方町～上三条町地内
- (3) 工事概要 街路改良工事一式 街路改良付帯工事一式 下水道工事一式
- (4) 工事期間 契約の日から平成24年3月26日までとする。
- (5) 予定価格 382,430千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 311,394千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が次の各号に定める基準を全て満たしているものであること。

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)

- (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
- (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員(監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置)

- (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
- (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明

書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年6月15日から平成23年8月9日まで(奈良市の休日を守る条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(なお、設計図書等は、奈良市電子入札システムでダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成23年8月10日(水) 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

(1) 提出期限 平成23年7月13日 午後4時まで

(2) 提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課

(3) 提出部数 1部(ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部又は電子データ(PDFファイル))

(4) 提出方法 封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に技術提案書在中と明記し、併せて工事名・会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

(5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年6月15日から平成23年6月22日まで(奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成23年6月30日

(3) 入札書の提出期間

平成23年7月29日から平成23年8月9日まで(奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

- オ 内訳書の日付が開札日でない入札
 - カ 内訳書に工事名のない、又は間違いのある入札
 - キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
 - ク その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

8 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
 - ウ 委任状
 - エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
 - オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
 - カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成23年6月15日から平成23年6月22日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年6月30日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を24点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画	安全管理(1)	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性
	安全管理(2)	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性

(16点)	施工管理(1)	施工上留意すべき事項の適切性
	施工管理(2)	施工上留意すべき事項の適切性
企業の施工能力等(8点)	企業の施工能力	表彰実績
	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得	
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年8月12日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成23年6月15日揭示済)

奈良市告示第361号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年6月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 第11号（杏南）市営住宅建替工事（E工区）
- (2) 工事場所 奈良市杏町地内
- (3) 工事概要 鉄筋コンクリート造 2階建 4棟8戸
建築主体工事 外構整備工事 電気設備
工事 機械設備工事
- (4) 工事期間 契約の日から平成24年3月21日までとする。
- (5) 予定価格 141,939千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 117,421千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 単体での入札参加者に必要な資格
 - ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - オ 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。
- (2) 特定建設工事共同企業体での入札参加者に必要な資格
 - 2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準を全て満たしているものであること。
 - ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
 - ウ 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - (ア) 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - b 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - c 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係

にある者であること。

- (イ) 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）
 - a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - b 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - c 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- エ 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(3) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書、別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年6月15日から平成23年8月9日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成23年8月10日 午前10時00分

5 技術提案書の提出期限等

(1) 提出期限 平成23年7月8日 午後4時まで

(2) 提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課

(3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部又は電子データ（PDFファイル））

(4) 提出方法

封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名及び会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

(5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成23年6月15日から平成23年6月20日までの午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日
平成23年6月30日
- (3) 入札書の提出期間
平成23年7月29日から平成23年8月9日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 他人のICカードを使用した入札
 - ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
 - エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - オ 内訳書の日付が開札日でない入札
 - カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
 - ク その他市長の定める入札条件に違反した入札
その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

8 入札参加申請

- (1) 単体での入札参加者
入札参加を申請する者は、平成23年6月15日から平成23年6月20日までの午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。
- (2) 特定建設工事共同企業体での入札参加者
 - ア 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
 - (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
 - (イ) 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
 - (ウ) 委任状
 - (エ) 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
 - (オ) 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
 - (カ) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）
 - イ 入札参加申請方法
平成23年6月15日から平成23年6月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

10 落札者の決定方法等

- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。
 - ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を20点として評価するものとします。
 - イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (12点)	品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性
	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性
	施工管理	施工上留意すべき事項の適切性
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	表彰実績 ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の実績	同種工事の施工実績
	地域精通度	地域内工事の実績
	社会・地域貢献	災害協定の締結 企業内の奈良県被災建築物応急危険度判定士又は奈良県被災宅地危険度判定士の雇用の有無

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

- ① 受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、その項目に応じしゅん工時の工事成績評定において評価点計を減ずるものとします。
- ② 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、しゅん工時の工事成績評定における評価点計を10点減点します。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法
入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(2)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知
平成23年 8月12日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成23年 6月15日揭示済)

奈良市告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年 6月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
介護老人保健施設 秋篠	奈良県奈良市秋篠町1432-1	居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	平成22年11月 1日 平成22年11月 1日
医療法人泰山会	大阪市北区中崎西三丁目3-40		

(平成23年 6月15日揭示済)

(平成23年 6月 1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年 6月 1日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 岡本 義一

(委託期間) 平成23年 6月 1日～平成23年 7月29日

(委託区域) 奈良市内全域（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町及び都祁馬場町を除く。）

奈良市水道局告示第15号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年 6月 1日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市北袋町地内（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年6月6日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年6月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成23年6月1日揭示済）

奈良市水道局告示第16号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年6月1日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
友和工業株式会社	代表取締役 堂本 茂忠	奈良県生駒市萩の台 890番地の16	平成23年 5月26日
株式会社 うさぎ	代表取締役 岡田 晃子	奈良市八島町270番地の25	平成23年 5月26日
大協設備工業所	鶴飼 嘉輝	奈良県香芝市北今市 四丁目243番地	平成23年 5月26日

（平成23年6月1日揭示済）

奈良市水道局告示第17号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年6月10日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
北側設備	北側 勇	奈良市大安寺七丁目 2番13号	平成23年 6月7日

（平成23年6月10日揭示済）

奈良市水道局告示第18号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと

おり公示します。
平成23年 6月10日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
日浦設備工業所	日浦 雅司	奈良市石木町848番地の5	平成23年6月7日

(平成23年 6月10日揭示済)

奈良市水道局告示第19号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年 6月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市宝来四丁目地内(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年6月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年6月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線) 223

別表省略

(平成23年 6月15日揭示済)

奈良市水道局管理規程第7号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 6月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司
奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する
規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道
局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 1,480	無料
給水栓取替	1,910	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区分	労務費						材料費
	継手工	管連絡工	普通土掘削工		コンクリート掘削工		
			掘削土量が 0.06 m ³ 以下 のもの	掘削土量が 0.06 m ³ を超 えるもの	掘削土量が 0.06 m ³ 以下 のもの	掘削土量が 0.06 m ³ を超 えるもの	
鉛管類	口径 13	円 2,310	円 1,910	円 780	円 1,970	円 930	円 2,260
	20	2,930	2,730				
	25	3,380	3,550	円 2,630		円 3,020	
	40	4,800	5,470				
	50	5,890	6,830				
ビニル管類	13	480	1,910	円 780	円 1,970	円 930	円 2,260
	20	970	2,730				
	25		3,550	円 2,630		円 3,020	
	40	1,450	5,470				
	50	1,940	6,830				
鋼管類	13	1,070	1,910	円 780	円 1,970	円 930	円 2,260
	20		2,730				
	25		3,550	円 2,630		円 3,020	
	40		5,470				
	50	1,240	6,830				

管理者が定める単価表による。

附則

(施行期日)

- この規程は、平成23年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成23年6月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第14号

平成23年6月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年6月2日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 日時
平成23年6月7日（火）
午前9時30分から
- 場所
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 職員の事務従事について
- (2) 奈良市の地域教育を考える委員会の設置及び委員の委嘱について
- (3) 地域で決める学校予算事業評価会議委員の委嘱について

議事

- 議案第13号 中学校区別実施計画(案)中期計画について
- 議案第14号 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正について
- 議案第15号 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部改正について
- 議案第16号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第17号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱又は任命について
- 議案第18号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 平成24年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 5月～6月
 - (2) 奈良市「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」について
- 傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成23年6月2日揭示済)

奈良市教育委員会告示第15号

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月7日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱(平成18年奈良市教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「調査・検討し、」を「調査、検討及び」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項 第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 適正化検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の役員

- (3) 奈良市立学校園長会の役員
- (4) その他教育長が必要と認める者

第4条中「その年度の3月31日まで」を「2年間」とし、同条に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号又は第3号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

附則

この告示は、平成23年6月7日から施行する。

(平成23年6月7日揭示済)

奈良市教育委員会告示第16号

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月7日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱(平成20年奈良市教育委員会告示第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

第4条中「その年度の3月31日まで」を「2年間」とし、同条に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号又は第3号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

第7条中「教育企画課」を「教育政策課」に改める。

附則

この告示は、平成23年6月7日から施行する。

(平成23年6月7日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第39号

平成23年6月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成23年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

50分の1の数 6,026人

6分の1の数 50,216人

3分の1の数 100,432人

(平成23年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第40号

農業委員会の委員の一般選挙における投票区(平成9年奈良市選挙管理委員会告示第35号)の一部を次のように改正します。

平成23年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

第1選挙区の部第9投票区の項中「大安寺七丁目」の次に「八条町、八条一丁目、八条二丁目、八条三丁目、八条四丁目、八条五丁目」を加え、同部第10投票区の項を削る。

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成22年 4月8日、9日、12日、13日及び14日	北村 拓哉	後援会名簿の作成、市政に対する要望の聞きとり	北京終町、南京終町、京終地方東側町、京終地方西側町、西木辻町、南京終町一丁目、元興寺町、井上町、陰陽町、東木辻町、鳴川町、花園町、瓦堂町、南城戸町、南袋町、小太郎町、南新町、柳町、大森町、南魚屋町、杉ヶ町、芝新屋町、脇戸町、高御門町、西新屋町、東寺林町及び西寺林町の選挙人全件
平成22年 4月26日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	西登美ヶ丘四丁目の選挙人43人及び南京終町一丁目の選挙人43人
平成22年 5月10日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 馬場 秀司	政治や選挙に関する世論調査対象者の抽出	第20投票区の選挙人11人
平成22年 5月24日	東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「日本人の社会的期待と参議院議員選挙に関する世論調査」の対象者抽出	南登美ヶ丘の選挙人33人及び中登美ヶ丘一丁目の選挙人7人
平成22年 7月21日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	神功四丁目の選挙人43人及び東九条町の選挙人43人
平成22年 8月6日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	世論調査「第22回参議院議員通常選挙に関する意識調査」の対象者名簿作成	中登美ヶ丘二丁目の選挙人18人

(平成23年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第41号

平成23年7月10日執行予定の奈良市農業委員会委員一般選挙における郵便等をもって発送する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付期日を次のとおり定めます。

平成23年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

1 交付期日 平成23年7月2日

(平成23年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(同法第30条の2において準用する場合を含む。)の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成23年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

平成22年 8月31日	東京都中央区銀座 6-16-12 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」の対象者抽出	千代ヶ丘一丁目から千代ヶ丘三丁目までの選挙人各18人及び西千代ヶ丘一丁目から西千代ヶ丘三丁目までの選挙人各18人
平成22年 9月14日	東京都港区東新橋 1-7-1 社団法人共同通信社 社長 石川 聰	日本世論調査会の政治・選挙に関する面接世論調査の対象者抽出	第16投票区、第22投票区、第24投票区、第37投票区及び第61投票区 の選挙人60人
平成22年 9月22日	松岡 克彦	後援会名簿の作成	二条町一丁目から二条町三丁目ま での選挙人全件
平成22年 10月27日	奈良市三条大路 1-9-17 朝日新聞奈良総局長 寺西 淳	政治や選挙に関する世論調査対 象者の抽出	第47投票区 の選挙人11人
平成22年 11月22日	奈良市法華寺町141-1 読売新聞奈良支局長 滝北 岳	全国の有権者を対象に実施する 政治に関する世論調査の調査対 象者の抽出	第33投票区及び第82投票区 の選挙人71人
平成23年 1月12日	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-8-6 社団法人輿論科学協会 理事長 金森 鞆彦	政治(交通安全政策)に関する 調査研究 内閣府「交通事故の 被害・損失の経済的分析に関す る調査」調査対象の抽出	四条大路一丁目 の選挙人60人
平成23年 2月21日	東京都渋谷区恵比寿 1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」 の調査対象者名簿作成	肘塚町及び南京終町四丁目の選挙 人43人、神功三丁目の選挙人43人 並びに北野山町、丹生町及び大保 町の選挙人43人
平成23年 3月1日	東京都中央区銀座 6-16-12 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」の調査対象者 の抽出	五条畑一丁目の選挙人18人、五条 西一丁目の選挙人18人、六条西一 丁目の選挙人18人、六条二丁目 の選挙人18人、六条三丁目の選挙 人18人及び六条西三丁目の選挙 人18人
平成22年 8月19日、20 日、23日、25 日、26日及び 27日 平成22年 9月 6日	西本 守直	後援会活動のため	五条町、六条町、西ノ京町、六条 一丁目から六条三丁目まで、七条 西町一丁目、六条西三丁目から六 条西五丁目まで、七条町、七条一 丁目及び七条東町の選挙人全件
平成22年 9月16日、10 月7日、14日、 21日及び28日 平成22年 11月4日、11 日及び17日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	第33投票区、第34投票区及び第68 投票区並びに八条町の選挙人全件

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし

(平成23年 6月 2日 掲示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 9 号

奈良市農業委員会平成23年 6月農地部会の会議を次のと
おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭
和32年奈良市農業委員会告示第 4号)第 3条第 1項の規定
により告示します。

平成23年 6月 7日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩原 征二

- 1 日時
平成23年6月14日(火) 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地の競売に係る買受適格証明について(知事)
 - (3) 農地の競売に係る買受適格証明について(委員会)
 - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (5) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕及び都祁農業振興地域整備計画並びに月ヶ瀬農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (8) 知事許可について(5月許可分)
 - (9) 非農地証明について(5月分)

(平成23年6月7日揭示済)